

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (8)

令和5年7月5日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭一志



弁護士 河村尚



弁護士 我妻崇明



弁護士 山城在生



弁護士 三木隼輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂井萌



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号番号	標　　目	作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
甲164	電子メール	写し	平成29年12月26日 経済産業省職員	下記各点と矛盾する証人[REDACTED]の陳述の信用性がないこと ①警視庁の相談を受けた経済産業省が、幹部を含む組織として情報を共有し、対応の検討を行っていたこと ②2017年12月当時、経済産業省は、本件要件への殺菌について明確な定義、解釈を有していなかったこと ③2017年12月当時、経済産業省内において噴霧乾燥器の内部にデッドスペースがある旨の指摘がなされていたこと

以上